第三節　地方公共団体の施策

第三十二条　地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくりその他の観点を踏まえながら、当該施策相互間の連携及びこれと関連する施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に実施するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（国土交通省設置法の一部改正）

2　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「（平成二十三年法律第百二十三号）」の下に「、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）」を加える。

第十四条第一項第三号中「観光立国推進基本法」を「交通政策基本法、観光立国推進基本法」に改める。

政　令

交通政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業大臣　茂木　敏充

国土交通大臣　太田　昭宏

政令第三百二十七号

交通政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表交通体系分科会の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の規定により、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律」に改める。

附　則

この政令は、交通政策基本法（平成二十五年法律第九十二号）の施行の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十八号

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年十二月十八日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　新藤　義孝

財務大臣　麻生　太郎

文部科学大臣　下村　博文

経済産業大臣　茂木　敏充

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　石原　伸晃

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十五年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条の四前段及び第七十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の六中「第四十三条の三の三十一第三項」を「第四十三条の三の三十二第三項」に改める。

第二十八条中「第四十六条の二の二第一項」を「第四十六条の二の三第一項」に改める。

第六十二条第一項第七号及び第八号中「第四十三条の三の三十二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に、「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

第六十四条の表第八号中「第八号」を「第十一号」に改め、同表第十号、第十一号及び第十三号中「第五号」を「第八号」に改める。